

## 議案第 20 号 守口市立児童センター条例を廃止する条例案

ご報告申し上げます。

本案は、守口市立児童センターについて、守口市こども計画に基づき、同センターの機能のうち、もりぐち児童クラブ登録児童室と同様である小学生の遊びの場としての機能を廃止し、また、代替となる地域子育て支援拠点を充足した上で、令和7年度末をもって同センターを廃止しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、同センターについては、これまで児童の遊びの場のみならず地域子育て支援拠点として、子育て世代が交流できる場の提供や、子育て講座、親子交流など様々な事業を通じて、子育て世帯の支援に一定の役割を果たしてきたところである。については、施設の廃止に当たっては、代替として新たに東部地域において地域子育て支援拠点事業の実施者を公募するとのことであるため、東部地域を中心とした子育て世帯のニーズに対応し、児童センターと同様に多くの乳幼児及びその保護者に利用される施設となるよう特段の意を配されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、寺本委員におかれましては、廃止に至る議論が拙速であるとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。